

小倉地区市営駐車場（勝山公園地下・天神島） 指定管理者

参考資料

別添1	仕様書		
	管理運営に関する特記事項	・・・	1～ 3P
	最低限の管理運営業務内容	・・・	4～ 5P
	（参考）現行の管理運営業務内容	・・・	6～ 7P
	主な設備について	・・・	8P
2	各種データ		
	平成31～令和5年度利用状況	・・・	9～13P
	平成31～令和5年度施設運営に関する経費実績（指定管理料実績）	・・・	14～18P
3	関係法令等		
	地方自治法（抜粋）、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（抜粋）、北九州市自動車駐車場条例（抜粋）、北九州市個人情報保護条例（抜粋）	・・・	19～31P
4	施設概要		
	位置図	・・・	32P
	施設平面図	・・・	33～34P
	建物平面図	・・・	35～41P
	建物立面図	・・・	42～43P

小倉地区市営駐車場（勝山公園地下・天神島） 管理運営に関する特記事項

1 駐車料金収入の積算にあたっての特記事項

(1) 障害者への割引について（全駐車場）

- ・ 障害者の方の駐車料金（定期券、回数券を除く）については、通常料金の5割に相当する額（10円未満の端数は切り上げ）となります。
- ・ 障害者割引は平成25年4月1日改正により、全手帳保持者へと対象者が拡大されています。

〔参考〕 障害者割引利用状況

	天神島	勝山公園地下
令和5年度利用台数	2,322台	5,500台
全体に占める割合	2%	2%

(2) 共通駐車券事業について

- ・ 北九州商工会議所の共通駐車券事業に天神島、勝山公園地下駐車場が参加しています。使用された共通駐車券（150円/30分券）に基づき、北九州商工会議所に料金を請求します。
（平成19年3月より実証実験、平成20年4月より正式参加）
（共通駐車券の実績は、17～18P「平成31～令和5年度利用状況」参照）

(3) 勝山公園地下駐車場の入出場制限について

- ・ 勝山公園地下駐車場については、小倉祇園太鼓競演大会わっしょい百万夏まつり及び北九州マラソン開催時等に周辺道路が通行止めとなるため、入出場が規制されます。

（主なイベント）

小倉祇園太鼓競演大会

規制内容：開催時間帯の車の入出場が不可

直近に実施した規制日時：令和元年7月20日（土）15：30～19：30

令和元年7月21日（日）17：30～21：00

わっしょい百万夏まつり

規制内容：①観覧席設置期間中、勝山公園大芝生広場側入口を終日閉鎖

②開催時間帯の車の入出場が不可

直近に実施した規制日時：

①令和6年8月3日（土）17：00～21：30

②令和6年8月4日（日）16：30～21：30

北九州マラソン

規制内容：開催時間帯の車の入出場が不可

直近に実施した規制日時：令和6年2月18日（日）6：00～10：00

(4) 公用回数券について

- ・勝山公園地下駐車場については、来庁者用に駐車場サービスを提供しております。公用回数券の料金収入については、後納で市が直接收受することとします。回数券の手配や、書類の作成などの事務手続きは指定管理者で行っていただきます。

(5) 公用車駐車カードについて

- ・天神島駐車場に公用車が駐車する可能性があります。公用車が駐車される場合、公用車駐車カードの発券作業が必要となります。

(6) 回数券の交換・払い戻し手続きについて

- ・回数券の交換・払い戻しについて、次の業務を行っていただきます。
 - ア 廃止する駐車場（室町駐車場・天神島駐車場）の回数券等の払い戻し
 - イ 使用開始前、使用期間の2分の1を経過しない定期駐車券等の払い戻し
 - ウ 精算機の変更に伴う回数券等の交換 等

2 指定管理料の積算にあたっての特記事項

(1) 駐車料金の市への納付について（全駐車場）

- ・駐車料金は原則、徴収した日の翌日（金融機関翌営業日）までに、市が指定する金融機関に納付していただきます。
- ・特別の事情があり翌日までの納付が難しい場合は、別途協議を行い、数日分を取りまとめて払い込むことができます。

(2) 指定管理業務用固有口座の作成について

- ・指定管理料は、指定管理業務用の固有口座に入金されます。

(3) ごみの処理について（全駐車場）

- ・市営駐車場については、市の委託業者が一括して収集業務を行っているため、一般ごみ、資源化物の処理費用はかかりません。
- ・ただし、産業廃棄物の処理は対象外となりますので、管理費用に含めてください。

産業廃棄物の現行排出量

- ・勝山公園地下駐車場 廃蛍光管及び電球類 300kg/年程度
- ・※小倉地区2箇所分を一箇所にとりまとめ、処理業者へ委託

(4) 2施設の管理費について

- ・天神島駐車場の屋上及び勝山公園地下駐車場の地下2F 一部区画については公用車駐車場となりますが、管理費には公用車駐車場部分も含まれます。
- ・なお、公用車駐車場の管理として別途生じる業務は、下記のとおりです。

公用車駐車場の管理に係る業務

定期券の新規発行、更新及びこれに伴う台帳管理

※令和7年度より天神島駐車場の屋上の一部を公用車駐車場として運用開始する可能性があります、その場合は公用車定期券の管理が必要となります。

※公用車の入出庫の際に使用するものであり、料金は徴収しません。

※勝山公園地下駐車場では公用車定期券に関する業務はありません。

〔参考〕定期券の発行（データ入力）に要する時間

新規発行の場合 : 10分/枚（公用車の更新時及び定期券の破損時）

期限更新の場合 : 5分（3年1回程度を予定）

その他の業務については、市営駐車場の管理業務と重複するものと考えてください。

(5) 定例報告事務について (全駐車場)

・市へと定期的に報告していただく内容は、下記のとおりです。

■毎月 (毎月10日まで)

※各駐車場ごと

報 告	内 容	市 営	公 用 車
○業務の実施状況	・各日の清掃及び警備報告	○	○
○利用状況報告	・定期利用の動き (解約、新規、継続などの件数) ・満車状態 (満車となった日付、時間帯) ・駐車時間分布 (実駐車時間30分ごとの台数) ・報告事項 (故障、点検等で報告を要する事項) (※)	○	○ ※のみ
○利用状況集計表	・利用台数 (各日の利用台数・時間制、定期別) ・収入金額 (各日の時間制、回数券、定期券別の収入など)	○	
○収入報告書	・各日の収入金額の納付額、納付先金融機関名	○	
○定期券売上表	・各日の定期券売上枚数・金額 (券種別)	○	
○回数券売上表	・各日の回数券売上枚数・金額 (券種別)	○	
○回数券在庫集計表	・各日の回数券在庫残枚数 (券種別)	○	

■毎年

①前年度分を4月7日まで

報 告	内 容	市 営	公 用 車
○修繕費内容精算資料	・修繕の内容(工事名称)と金額を、駐車場ごとにまとめたもの	○	○

②前年度分を4月末日まで

報 告	内 容	市 営	公 用 車
○委託料精算資料		○	○
①精算内訳書	・駐車場ごとの費目別決算額 (賃金、修繕費、使用料など) を、一表にまとめたもの	○	○
②光熱水費集計表	・各月の電気、水道、ガス料金を、駐車場ごとにまとめたもの	○	○
③委託契約一覧表	・管制機器、警備、清掃などを委託した場合に、その業者名、契約期間、契約金額をまとめたもの	○	○
④駐車場月毎推移	・各駐車場の、各月の駐車台数、駐車料金を一表にまとめたもの	○	
ほか必要な資料		○	○

※このほかに、必要に応じて資料の作成をお願いすることがあります。

勝山公園地下駐車場 最低限の管理運營業務内容

分類	作業内容		頻度	勤務時間	配置人員
管理運營業務	統括業務 (全駐車場共通)	1 市などとの連絡調整	毎日	9:00~ 18:00	統括管理者 1名
		2 施設・設備の保守点検契約			
		3 施設・設備の修繕業務			
		4 光熱水費等の支払い			
		5 報告書類等の作成			
	運營業務	1 開場・閉場業務	毎日	7:00~ 23:30	管理者1名 (9:30~18:00) 作業員6名(2人 体制:5.5時間交代)
		2 場内巡視業務			
		3 利用者対応業務			
		4 諸事故への対応業務			
		5 料金徴収業務			
		6 市への料金納付業務			
	清掃業務	駐車場内 (事務室含む)	1 床面の掃き清掃(手作業)	1回/2日	—
2 床面の掃き及び拭き清掃			月8回		
3 窓ガラス清掃			月2回		
4 床面洗浄ワックス塗装			年6回		
昇降階段 (地上部分含む)		1 床面の掃き及び拭き清掃	月8回		
		2 窓ガラス清掃	月2回		
		3 拭き上げ清掃	月1回		
エレベーターホール (地上部分)		1 床面の掃き及び拭き清掃	月8回		
		2 窓ガラス清掃	月2回		
		3 拭き上げ清掃	月1回		
トイレ		1 床面洗浄	毎日		
		2 衛生陶器洗浄			
		3 鏡・扉の清掃			
		4 トイレトペーパーの補充			
その他		1 フィルター清掃(地下1階)	年4回		
		2 フィルター清掃(地下2階)	年2回		
		3 白線洗い清掃(地下1階)	年3回		
		4 白線洗い清掃(地下2階)	年2回		
		5 地下スロープ側溝清掃	年2回		
		6 スロープ落葉清掃	11~6月に16回		
警備業務 (夜間)	遠隔監視	1 不法・不良行為等の監視	毎日	23:30~ 翌7:00	—
		2 事故発生時の緊急出動			
		3 事故等への対処、報告			
	巡回業務	1 駐車場巡回(深夜1回)			
2 泊まり車両台数の報告					
管制機器	保守点検業務	1 精算機、発券機等の保守点検	毎日 (年4回点検)	—	
		2 カーゲートの保守点検			
		3 在庫管理システムの保守点検			
		4 車路管制システムの保守点検			
消防用設備	法定点検業務	1 消防用設備点検	年2回	(内1回は総合点検)	
エレベーター	保守点検業務	1 機器の清掃、給油及び調整	毎日 (月1回点 検)	—	
		2 異常の有無の点検			
		3 摩耗部品の修理・取替			
		4 電話回線による遠隔監視			
		5 障害の復旧			
自家用電気 工作物	保安管理業務	1 定期点検	月1回	—	
		2 精密点検(全停電のうえ実施)	年1回		
		3 臨時点検	必要に応じ		
自動扉開閉 装置	保守点検業務	1 機器の清掃、給油及び調整	毎日 (年2回点検)	—	
		2 異常の有無の点検			
		3 障害の復旧			
非常用放送設備 及びITV監視設備	保守点検業務	1 非常用放送設備の点検	年2回	(内1回は総合点検)	
		2 ITV監視設備の点検、清掃及び調整	年1回	—	
給排気機器	保守点検業務	1 異常の有無の点検	年2回	—	
		2 異常の有無の点検	年2回	—	
場内放送 (室町分を含む)	場内BGMの放送	1 CDプレーヤー等の賃借	年1回	—	
		2 CDマガジンの交換	月1回	—	
産業廃棄物	処理業務	1 ガラス、陶磁器及び金属くずの処理	年2回	—	

天神島駐車場 最低限の管理運営業務内容

分類	作業内容		頻度	勤務時間	配置人員					
管理運営業務	統括業務 (全駐車場共通)	1 市などとの連絡調整	毎日	9:00~ 18:00	統括管理者 1名 ※勝山駐車場と兼務					
		2 施設・設備の保守点検契約								
		3 施設・設備の修繕業務								
		4 光熱水費等の支払い								
		5 報告書類等の作成								
	運営業務	1 開場・閉場業務	毎日	7:00~ 22:30	管理者1名 (9:30~18:00) 作業員1名					
		2 場内巡視業務								
		3 利用者対応業務								
		4 諸事故への対応業務								
		5 料金徴収業務								
		6 市への料金納付業務								
清掃業務	駐車場内 (事務室含む)	1 床面の掃き清掃(手作業)	1回/2日	毎日	-					
		2 窓ガラス清掃								
	トイレ	1 床面洗淨	毎日							
		2 衛生陶器洗淨								
		3 鏡・扉の清掃								
		4 トイレトペーパーの補充								
		警備業務 (夜間)				遠隔監視	1 不法・不良行為等の監視	毎日	22:30~ 翌7:00	-
							2 事故発生時の緊急出動			
3 事故等への対処、報告										
巡回業務	1 駐車場巡回(深夜1回)									
管制機器	保守点検業務	1 精算機、発券機等の保守点検	毎日 (年4回点検)	-						
		2 カーゲートの保守点検								
		3 在庫管理システムの保守点検								
		4 車路管制システムの保守点検								
消防用設備	法定点検業務	1 消防用設備一式点検	年2回	(内1回は総合点検)						

勝山公園地下駐車場 管理運営業務内容(現行)

分類	作業内容		頻度	勤務時間	配置人員
管理運営業務	統括業務 (全駐車場共通)	1 市などとの連絡調整	毎日	9:00~ 17:45	所長 1名
		2 施設・設備の保守点検契約			
		3 施設・設備の修繕業務			
		4 光熱水費等の支払い			
		5 報告書類等の作成			
	運営業務	1 開場・閉場業務	毎日	7:00~ 23:30	管理主任1名 (9:00~17:30) その他、管理 主任を含めて 5~6名を配置
		2 場内巡視業務			
		3 利用者対応業務			
		4 諸事故への対応業務			
		5 料金徴収業務			
		6 市への料金納付業務			
	清掃業務	駐車場内 (事務室含む)	1 床面の掃き清掃(手作業)	1回/2日	-
2 床面の掃き及び拭き清掃			月8回		
3 窓ガラス清掃			月2回		
4 床面洗浄ワックス塗装			年6回		
昇降階段 (地上部分含む)		1 床面の掃き及び拭き清掃	月8回		
		2 窓ガラス清掃	月2回		
		3 拭き上げ清掃	月1回		
エレベーターホール (地上部分)		1 床面の掃き及び拭き清掃	月8回		
		2 窓ガラス清掃	月2回		
		3 拭き上げ清掃	月1回		
トイレ		1 床面洗浄	毎日		
		2 衛生陶器洗浄			
		3 鏡・扉の清掃			
		4 トイレトペーパーの補充			
その他		1 フィルター清掃(地下1階)	年4回		
		2 フィルター清掃(地下2階)	年2回		
		3 白線洗い清掃(地下1階)	年3回		
		4 白線洗い清掃(地下2階)	年2回		
		5 地下スロープ側溝清掃	年2回		
		6 スロープ落葉清掃	11~6月に16回		
警備業務 (夜間)		遠隔監視	1 不法・不良行為等の監視	毎日	
	2 事故発生時の緊急出動				
	3 事故等への対処、報告				
	巡回業務	1 駐車場巡回(深夜1回)			
2 泊まり車両台数の報告					
管制機器	保守点検業務	1 精算機、発券機等の保守点検	毎日 (年4回点検)	-	
		2 カーゲートの保守点検			
		3 在庫管理システムの保守点検			
		4 車路管制システムの保守点検			
消防用設備	法定点検業務	1 消防用設備点検	年2回	(内1回は総合点検)	
エレベーター	保守点検業務	1 機器の清掃、給油及び調整	毎日 (月1回点 検)	-	
		2 異常の有無の点検			
		3 摩耗部品の修理・取替			
		4 電話回線による遠隔監視			
		5 障害の復旧			
自家用電気 工作物	保安管理業務	1 定期点検	月1回	-	
		2 精密点検(全停電のうえ実施)	年1回		
		3 臨時点検	必要に応じ		
自動扉開閉 装置	保守点検業務	1 機器の清掃、給油及び調整	毎日 (年2回点検)	-	
		2 異常の有無の点検			
		3 障害の復旧			
非常用放送設備 及びITV監視設備	保守点検業務	1 非常用放送設備の点検	年2回	(内1回は総合点検)	
		2 ITV監視設備の点検、清掃及び調整	年1回	-	
給排気機器	保守点検業務	1 異常の有無の点検	年2回	-	
場内放送 (室町分を含む)	場内BGMの放送	1 CDプレーヤー等の賃借	年1回	-	
		2 CDマガジンの交換	月1回	-	
産業廃棄物	処理業務	1 ガラス、陶磁器及び金属くずの処理	年2回	-	

天神島駐車場 管理運營業務内容(現行)

分類	作業内容		頻度	勤務時間	配置人員					
管理運營業務	統括業務 (全駐車場共通)	1 市などとの連絡調整	毎日	9:00~ 17:45	所長 1名					
		2 施設・設備の保守点検契約								
		3 施設・設備の修繕業務								
		4 光熱水費等の支払い								
		5 報告書類等の作成								
	運營業務	1 開場・閉場業務	毎日	7:00~ 23:30	管理主任1名 (10:30~ 18:30) その他、管理主任を含めて 2~3名を配置					
		2 場内巡視業務								
		3 利用者対応業務								
		4 諸事故への対応業務								
		5 料金徴収業務								
		6 市への料金納付業務								
清掃業務	駐車場内 (事務室含む)	1 床面の掃き清掃(手作業)	1回/2日	毎日	-					
		2 窓ガラス清掃								
	トイレ	1 床面洗淨	毎日							
		2 衛生陶器洗淨								
		3 鏡・扉の清掃								
		4 トイレトペーパーの補充								
		警備業務 (夜間)				遠隔監視	1 不法・不良行為等の監視	毎日	23:30~ 翌7:00	-
							2 事故発生時の緊急出動			
3 事故等への対処、報告										
巡回業務	1 駐車場巡回(深夜1回)									
管制機器	保守点検業務	1 精算機、発券機等の保守点検	毎日 (年4回点検)	-						
		2 カーゲートの保守点検								
		3 在庫管理システムの保守点検								
		4 車路管制システムの保守点検								
消防用設備	法定点検業務	1 消防用設備一式点検	年2回	(内1回は総合点検)						

	天神島	勝山公園地下
駐車管制		
メーカー	アマノ	アマノ
台数	発券機 1 精算機 1 計算機 1 ゲート 2	発券機 2 精算機 4 計算機 1 ゲート 4
エレベーター		
メーカー	—	三菱電機
台数	—	3
トイレ		
箇所数	3箇所	5箇所
男子（個数）	1箇所（3個）大1、小2	2箇所（8個）
女子（個数）	1箇所（1個）	2箇所（4個）
身障者（個数）	1箇所（1個）	1箇所（1個）
自動ドア		
メーカー	—	日本エアブレーキ
台数	—	1 （身障者トイレ用）
その他主な備品	<ul style="list-style-type: none"> ・事務机 8台 ・回転椅子 6脚 ・キャビネット 2台 ・金庫 1台 ・ロッカ 4連×2台 3連×1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務机 5台 ・回転椅子 4脚 ・キャビネット 1台 ・金庫 1台 ・ロッカ 3連×4台 1連×1台

平成31年度利用状況

天神島駐車場

	利用台数(台)		収入金額(円)		収入金額内訳			1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
	時間制	定期制	時間制	定期制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)			
4月	7,960	4,592	3,368	4,551,020	1,388,220	750,000	2,378,000	265	151,701	1.91	0.86	1.63
5月	7,623	4,168	3,455	5,272,580	1,296,020	1,491,000	2,445,000	246	170,083	2.31	0.79	1.83
6月	8,005	4,427	3,578	5,195,670	1,445,290	535,500	3,179,000	267	173,189	2.16	0.86	1.86
7月	8,840	5,115	3,725	4,756,070	1,606,870	519,000	2,587,000	285	153,422	1.79	0.92	1.65
8月	8,489	4,973	3,516	5,358,420	1,777,760	898,500	2,629,000	274	172,852	2.10	0.88	1.86
9月	8,528	4,984	3,544	5,662,470	1,631,250	733,500	3,292,000	284	188,749	2.21	0.92	2.03
10月	8,692	4,937	3,755	4,976,000	1,370,960	1,101,000	2,466,000	280	160,516	1.91	0.90	1.73
11月	8,650	5,150	3,500	5,125,260	1,572,580	1,297,500	2,211,500	288	170,842	1.98	0.93	1.84
12月	10,756	7,284	3,472	7,180,100	1,981,460	1,905,000	3,228,000	347	231,616	2.23	1.12	2.49
1月	8,574	5,462	3,112	5,826,880	1,593,120	1,866,000	2,314,000	277	187,964	2.27	0.89	2.02
2月	8,565	5,490	3,075	5,393,830	1,611,450	1,471,500	2,266,000	306	192,637	2.10	0.99	2.07
3月	7,559	4,189	3,370	5,563,110	825,070	1,410,000	3,293,000	244	179,455	2.45	0.79	1.93
合計	102,241	60,771	41,470	64,861,410	18,100,050	13,978,500	32,248,500	280	177,752	2.12	0.90	1.91

自動二輪	
台数	料金
36	17,800
30	15,200
39	11,950
17	5,800
36	19,300
18	8,600
39	21,400
58	39,800
37	15,600
28	15,000
23	9,250
46	25,200
407	204,900

勝山公園地下駐車場

	利用台数(台)		収入金額(円)		収入金額内訳			1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
	時間制	定期制	時間制	定期制	回数券	定期券	共通駐車券	台数(台)	収入(円)			
4月	25,494	21,791	3,703	12,570,660	7,985,820	1,176,000	2,532,000	850	419,022	1.64	1.70	2.79
5月	21,457	17,900	3,557	10,773,080	6,377,500	882,000	2,597,500	692	347,519	1.67	1.38	2.32
6月	20,721	16,758	3,963	9,871,400	5,399,880	1,068,000	2,453,000	691	329,047	1.59	1.38	2.19
7月	22,151	17,997	4,154	10,496,720	5,749,300	1,195,500	2,668,000	715	338,604	1.58	1.43	2.26
8月	21,746	17,969	3,777	11,209,640	6,460,480	1,206,000	2,668,000	701	361,601	1.72	1.40	2.41
9月	21,755	17,932	3,823	10,641,600	5,963,580	1,171,500	2,655,000	725	354,720	1.63	1.45	2.36
10月	22,785	18,754	4,031	10,959,970	6,285,470	1,033,500	2,792,000	735	353,547	1.60	1.47	2.36
11月	28,171	24,321	3,850	15,005,800	10,085,760	1,212,000	2,584,000	939	500,193	1.78	1.88	3.33
12月	23,842	20,083	3,759	11,777,650	6,521,750	1,048,500	2,792,000	769	379,924	1.65	1.54	2.53
1月	25,244	20,896	4,348	12,326,100	6,904,120	1,372,500	2,636,000	814	397,616	1.63	1.63	2.65
2月	19,615	16,085	3,530	9,663,930	5,171,110	1,141,500	2,531,000	701	345,140	1.64	1.40	2.30
3月	22,607	18,467	4,140	11,565,920	5,156,780	2,953,500	2,583,000	729	373,094	1.71	1.46	2.49
合計	275,588	228,953	46,635	136,862,470	78,061,550	15,460,500	31,491,500	755	375,002	1.65	1.51	2.50

※共通駐車券:北九州まちづくり応援団(株)共通駐車券事業(H19年3月より参加)

令和2年度利用状況

天神島駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳		1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率	自動二輪 料金
		時間制	定期制		回数券	定期券	回数(台)	収入(円)				
4月	5,443	2,571	2,872	3,852,660	383,380	1,125,000	11,280	181	128,422	2.36	0.59	17
5月	5,406	2,855	2,551	3,192,540	463,100	489,000	25,440	174	102,985	1.97	0.56	22
6月	6,391	3,266	3,125	4,788,850	630,010	1,077,000	33,840	213	159,628	2.50	0.69	21
7月	7,526	4,207	3,319	4,238,060	936,340	888,000	36,720	243	136,712	1.88	0.78	15
8月	7,005	3,933	3,072	3,963,240	881,220	880,500	32,520	226	127,846	1.89	0.73	45
9月	7,075	3,983	3,092	5,901,210	1,287,170	1,233,000	38,040	236	196,707	2.78	0.76	40
10月	8,162	4,551	3,611	4,830,230	1,196,570	985,500	50,160	263	155,814	1.97	0.85	33
11月	7,808	4,488	3,320	4,979,360	1,221,140	1,408,500	42,720	260	165,979	2.13	0.84	42
12月	10,086	6,407	3,679	6,823,400	1,683,400	1,374,000	57,000	325	220,110	2.26	1.05	31
1月	6,103	2,925	3,178	4,352,650	657,790	841,500	33,360	197	140,408	2.38	0.64	17
2月	6,511	3,347	3,164	4,190,810	842,030	706,500	29,280	233	149,672	2.15	0.75	30
3月	8,407	4,597	3,810	5,680,550	1,166,650	3,770,000	38,400	271	182,598	2.24	0.87	41
合計	85,923	47,130	38,793	56,773,560	11,348,800	11,694,000	428,760	235	155,573	2.21	0.76	354

勝山公園地下駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳		1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率
		時間制	定期制		回数券	定期券	回数(台)	収入(円)			
4月	14,154	10,454	3,700	6,893,290	2,846,310	1,033,500	255,480	472	229,776	1.62	0.94
5月	12,407	9,404	3,003	6,357,410	2,663,830	805,500	442,080	400	205,078	1.71	0.80
6月	16,919	12,578	4,341	8,437,590	3,470,530	1,300,500	700,560	564	281,253	1.66	1.13
7月	18,801	14,485	4,316	9,246,590	4,141,910	1,248,000	871,680	606	298,277	1.64	1.21
8月	17,812	13,717	4,095	8,949,270	4,023,450	1,237,500	832,320	575	288,686	1.67	1.15
9月	19,216	14,963	4,253	10,318,000	5,084,780	1,375,500	774,720	641	343,933	1.79	1.28
10月	22,052	17,369	4,683	10,637,530	5,408,730	1,317,000	1,003,800	711	343,146	1.61	1.42
11月	21,330	17,224	4,106	10,668,600	5,515,460	1,156,500	1,049,640	711	355,620	1.67	1.42
12月	22,317	17,920	4,397	10,746,760	4,993,660	1,243,500	3,099,000	720	346,670	1.61	1.44
1月	17,976	13,890	4,086	8,788,900	3,802,820	1,164,000	904,080	580	283,513	1.63	1.16
2月	18,106	14,092	4,014	9,284,350	4,194,410	1,381,500	826,440	647	331,584	1.71	1.29
3月	27,762	22,586	5,176	13,706,500	7,059,260	2,463,000	1,305,240	896	442,145	1.65	1.79
合計	228,852	178,682	50,170	114,034,790	53,205,150	15,726,000	34,727,000	627	312,473	1.66	1.25

※共通駐車券・北九州まちづくり応援団(株)共通駐車券事業(H19年3月より参加)

令和3年度利用状況

天神島駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳		1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率	自動二輪 料金	
		時間制	定期制		回数券	定期券	回数(台)	収入(円)				台数	料金
4月	7,845	4,232	3,613	5,349,670	1,135,610	954,000	3,234,500	262	178,322	2.27	0.84	33	11,500
5月	7,053	3,649	3,404	4,319,110	782,130	883,500	2,608,000	228	139,326	2.04	0.73	31	18,250
6月	7,424	3,575	3,849	5,564,730	870,230	832,500	3,820,000	247	185,491	2.50	0.80	32	13,000
7月	8,695	4,939	3,756	4,783,930	1,385,330	820,500	2,535,500	280	154,320	1.83	0.90	30	10,950
8月	7,575	4,129	3,446	4,101,170	993,210	579,000	2,498,000	244	132,296	1.80	0.79	15	6,900
9月	7,474	4,023	3,451	5,929,110	851,770	1,393,000	3,683,000	249	197,637	2.64	0.80	34	13,250
10月	8,814	5,031	3,783	5,079,830	1,351,410	1,023,000	2,667,500	284	163,865	1.92	0.92	53	23,930
11月	8,680	4,993	3,687	4,708,150	1,309,470	843,000	2,518,000	289	156,938	1.81	0.93	43	18,300
12月	11,091	7,193	3,898	6,791,970	1,869,070	1,201,500	3,662,000	358	219,096	2.04	1.15	44	16,200
1月	7,553	4,143	3,410	5,169,630	1,004,830	1,221,000	2,909,000	244	166,762	2.28	0.79	24	8,500
2月	7,111	3,900	3,211	4,067,460	907,700	843,000	2,287,000	254	145,266	1.91	0.82	28	9,900
3月	9,139	5,330	3,809	6,641,570	1,463,610	1,308,000	3,827,000	295	214,244	2.42	0.95	53	19,050
合計	98,454	55,137	43,317	62,506,330	13,924,370	11,902,500	36,219,500	270	171,130	2.12	0.87	420	169,730

勝山公園地下駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳		1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率	
		時間制	定期制		回数券	定期券	回数(台)	収入(円)				
4月	20,802	16,413	4,389	10,704,730	4,983,830	1,672,500	3,143,000	693	356,824	1.72	1.39	2.38
5月	17,157	13,073	4,084	8,648,620	3,845,780	1,083,000	3,008,000	553	278,988	1.68	1.11	1.86
6月	19,618	14,291	5,327	9,672,050	4,089,090	1,329,000	3,437,000	654	322,402	1.64	1.31	2.15
7月	20,155	15,387	4,768	10,424,240	4,646,260	1,366,500	3,385,000	650	336,266	1.72	1.30	2.24
8月	18,069	13,228	4,841	9,252,250	3,929,890	1,338,000	3,333,000	583	298,460	1.71	1.17	1.99
9月	18,883	14,050	4,833	9,633,450	4,280,510	1,261,500	3,307,000	629	321,115	1.70	1.26	2.14
10月	23,736	18,792	4,944	11,850,900	6,222,520	1,366,500	3,209,000	766	382,287	1.66	1.53	2.55
11月	21,764	17,045	4,719	11,180,680	5,481,720	1,290,000	3,379,000	725	372,689	1.71	1.45	2.48
12月	23,061	18,317	4,744	11,735,580	5,383,360	1,519,500	3,359,000	744	378,567	1.70	1.49	2.52
1月	21,061	16,633	4,428	10,504,300	4,901,800	1,228,500	3,222,000	679	338,848	1.66	1.36	2.26
2月	17,773	13,409	4,364	8,991,420	3,704,060	1,347,000	3,208,000	635	321,122	1.69	1.27	2.14
3月	25,965	20,878	5,087	13,130,280	6,537,140	2,388,000	3,014,500	838	423,557	1.69	1.68	2.82
合計	248,044	191,516	56,528	125,728,500	58,005,960	17,190,000	39,004,500	679	344,260	1.69	1.36	2.30

※共通駐車券・北九州まちづくり応援団(株)共通駐車券事業(H19年3月より参加)

令和4年度利用状況

天神島駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳		収入金額内訳		1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率	自動二輪 料金
		時間制	定期制		回数券	定期券	回数(台)	収入(円)						
4月	8,437	4,714	3,723	5,485,190	1,300,490	1,018,500	3,132,000	34,200	281	182,840	2.17	0.91	1.97	21,630
5月	8,638	5,067	3,571	5,567,550	1,399,090	1,588,500	2,549,000	30,960	279	179,598	2.15	0.90	1.93	48,030
6月	9,052	4,883	4,169	6,933,480	1,394,120	1,695,000	3,817,000	27,360	302	231,116	2.55	0.97	2.49	18,750
7月	9,265	5,334	3,931	5,370,260	1,551,120	1,065,000	2,712,500	41,640	299	173,234	1.93	0.96	1.86	10,900
8月	8,315	4,900	3,415	5,236,580	1,467,740	1,477,500	2,248,500	42,840	268	168,922	2.10	0.87	1.82	28,600
9月	7,998	4,619	3,379	6,407,720	1,346,900	1,318,500	3,705,000	37,320	267	213,591	2.67	0.86	2.30	44,830
10月	8,389	4,800	3,589	5,274,910	1,442,730	1,281,000	2,510,500	40,680	271	170,158	2.10	0.87	1.83	33,300
11月	8,434	4,861	3,573	5,038,260	1,523,660	1,045,500	2,432,500	36,600	281	167,942	1.99	0.91	1.81	37,300
12月	10,198	6,538	3,660	7,138,400	1,820,760	1,492,500	3,768,500	56,640	329	230,271	2.33	1.06	2.48	17,080
1月	7,202	3,978	3,224	4,655,150	1,108,930	1,048,500	2,458,000	39,720	232	150,166	2.15	0.75	1.61	10,900
2月	7,542	4,315	3,227	4,558,270	1,247,150	1,222,500	2,052,500	36,120	269	162,795	2.01	0.87	1.75	10,280
3月	8,600	4,917	3,683	6,092,260	1,454,980	1,141,500	3,451,500	44,280	277	196,525	2.36	0.89	2.11	28,960
合計	102,070	58,926	43,144	67,758,030	17,057,670	15,394,500	34,837,500	468,360	280	185,597	2.21	0.90	2.00	310,560

勝山公園地下駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳		収入金額内訳		1日平均		平均駐車 時間	単純 回転率	修正 回転率
		時間制	定期制		回数券	定期券	回数(台)	収入(円)					
4月	22,284	18,040	4,244	11,639,910	6,014,370	1,537,500	3,105,000	983,040	743	387,997	1.74	1.49	2.59
5月	19,912	15,762	4,150	10,240,010	5,055,150	1,147,500	3,092,000	945,360	642	330,323	1.71	1.28	2.20
6月	20,123	15,143	4,980	9,928,980	4,478,680	1,480,500	3,137,000	832,800	671	330,966	1.64	1.34	2.21
7月	20,994	16,683	4,311	11,003,090	5,394,970	1,491,000	3,157,000	960,120	677	354,938	1.75	1.35	2.37
8月	19,862	15,236	4,626	10,119,070	4,817,250	1,318,500	3,196,000	787,320	641	326,422	1.70	1.28	2.18
9月	19,708	15,207	4,501	10,308,380	4,929,860	1,449,000	3,144,000	785,520	657	343,613	1.74	1.31	2.29
10月	21,965	17,438	4,527	11,392,660	5,850,420	1,203,000	3,274,000	1,065,240	709	367,505	1.73	1.42	2.45
11月	24,204	19,714	4,490	12,333,290	6,963,750	1,219,500	3,131,000	1,019,040	807	411,110	1.70	1.61	2.74
12月	22,159	17,675	4,484	11,309,540	5,148,280	1,444,500	3,313,000	1,403,760	715	364,824	1.70	1.43	2.43
1月	20,928	16,797	4,131	10,724,670	5,222,870	1,275,000	3,079,000	1,147,800	675	345,957	1.71	1.35	2.31
2月	19,870	15,473	4,397	10,135,940	4,803,620	1,311,000	3,144,000	877,320	710	361,998	1.70	1.42	2.41
3月	28,037	23,020	5,017	14,196,300	7,768,360	2,050,500	3,125,000	1,252,440	904	457,945	1.69	1.81	3.05
合計	260,046	206,188	53,858	1,333,331,840	664,473,980	16,927,500	37,897,000	1,205,9760	713	365,300	1.71	1.43	2.44

※共通駐車券：北九州まちづくり応援団(株)共通駐車券事業(H19年3月より参加)

令和5年度利用状況

天神島駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳		1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率	平成30年 料金
		時間制	定期制		回数券	定期券	台数(台)	収入(円)				
4月	7,531	4,261	3,270	5,480,060	1,304,120	1,417,500	2,718,000	251	182,669	2.43	0.81	24,880
5月	7,915	4,551	3,364	4,864,800	1,361,380	1,258,500	2,204,000	255	156,929	2.05	0.82	37,390
6月	8,094	4,395	3,699	6,313,110	1,397,150	1,393,500	3,483,500	270	210,437	2.60	0.87	12,380
7月	8,424	4,851	3,573	5,382,660	1,558,360	1,141,500	2,645,000	272	173,634	2.13	0.88	12,650
8月	8,493	5,134	3,359	5,345,470	1,797,390	1,323,000	2,185,000	274	172,435	2.10	0.88	22,850
9月	8,045	4,662	3,383	6,227,370	1,501,690	1,299,000	3,392,000	268	207,579	2.58	0.87	34,300
10月	8,980	5,283	3,697	5,658,580	1,749,520	1,171,500	2,700,000	290	182,535	2.10	0.93	32,500
11月	8,787	5,302	3,485	5,379,190	1,853,050	1,162,500	2,319,000	293	179,306	2.04	0.94	39,410
12月	10,839	7,410	3,429	6,785,000	2,287,000	984,000	3,454,000	350	218,871	2.09	1.13	18,630
1月	7,723	4,611	3,112	5,342,480	1,568,300	1,234,500	2,490,000	249	172,338	2.31	0.80	12,800
2月	8,209	5,033	3,176	5,162,680	1,812,060	940,500	2,371,000	293	184,381	2.10	0.95	17,550
3月	8,753	5,294	3,459	6,375,010	1,811,430	1,216,500	3,301,000	282	205,645	2.43	0.91	17,850
合計	101,793	60,787	41,006	68,316,410	20,001,450	14,542,500	33,264,500	279	187,230	2.24	0.90	283,190

勝山公園地下駐車場

	利用台数 (台)	利用台数内訳		収入金額 (円)	収入金額内訳		1日平均		平均 駐車時間	単純 回転率	修正 回転率	
		時間制	定期制		回数券	定期券	台数(台)	収入(円)				
4月	22,760	18,431	4,329	12,267,960	6,648,040	1,608,000	3,020,000	759	408,932	1.80	1.52	2.73
5月	21,560	17,208	4,352	11,601,350	6,192,890	1,360,500	3,144,000	695	374,237	1.79	1.39	2.49
6月	20,349	15,374	4,975	10,241,110	4,834,950	1,437,000	3,157,000	678	341,370	1.68	1.36	2.28
7月	21,306	17,012	4,294	11,539,030	5,853,930	1,516,500	3,196,000	687	372,227	1.81	1.37	2.48
8月	20,751	16,022	4,729	10,995,160	5,543,640	1,425,000	3,247,000	669	354,683	1.77	1.34	2.36
9月	20,605	16,020	4,585	10,763,850	5,269,090	1,536,000	3,095,000	687	358,795	1.74	1.37	2.39
10月	22,419	17,694	4,725	11,639,330	6,047,870	1,405,500	3,228,000	723	375,462	1.73	1.45	2.50
11月	27,214	22,677	4,537	15,595,550	9,835,290	1,543,500	3,137,000	907	519,852	1.91	1.81	3.47
12月	22,886	18,422	4,464	11,782,890	5,737,170	1,416,000	3,222,000	738	380,093	1.72	1.48	2.53
1月	21,772	17,529	4,243	11,395,070	5,677,610	1,495,500	3,084,000	702	367,583	1.74	1.40	2.45
2月	20,801	16,406	4,395	10,927,750	5,493,830	1,452,000	3,104,000	743	390,277	1.75	1.49	2.60
3月	25,734	21,235	4,499	13,724,670	7,363,170	2,278,500	2,916,000	830	442,731	1.78	1.66	2.95
合計	268,157	214,030	54,127	142,473,720	74,497,480	18,474,000	37,555,000	735	390,520	1.77	1.47	2.60

※共通駐車券：北九州まつくり広環回(株)共通駐車券事業(H19年3月より参加)

施設運営に関する経費(勝山公園地下、天神島)

【令和5年度】

(千円)

項目	勝山	天神島	計	備考
1. 施設維持管理に関する経費(小計)	19,922	7,703	27,624	
①需要費(小計)	11,619	4,944	16,563	
修繕費	1,665	1,971	3,636	概算払い
消耗品費	1,963	154	2,117	
光熱水費	7,739	2,701	10,440	
その他	251	118	369	ガソリン代 等
②役務費(小計)	576	318	894	
自動車管理者賠償責任保険	103	103	206	
施設所有者賠償責任保険	69	44	113	
動産総合保険	22	22	44	
その他	383	149	531	電話代、通信費、手数料 等
③物件費(小計)	7,727	2,441	10,167	
清掃	1,264	755	2,019	
警備	432	72	504	
管制機器保守点検	1,620	1,200	2,820	
消防用設備法定点検	1,112	215	1,327	
エレベーター保守点検	612		612	
自家用電気工作物点検	374		374	
非常用放送設備及びITV監視設備点検	120	150	270	
自動開閉扉保守点検	24		24	
給排機器保守点検	420		420	
場内放送(BGM)	120		120	
産業廃棄物収集・運搬				
その他	1,629	49	1,678	使用料、備品購入費、剪定 等
2. 人件費(小計)	20,951	9,532	30,483	
3. その他管理運営に関する経費(小計)	824	375	1,200	
4. 一般管理(小計)	2,392	996	3,388	
小計	44,089	18,606	62,695	
消費税	3,821	1,554	5,376	
合計	47,910	20,161	68,070	

施設運営に関する経費(勝山公園地下、天神島)

【令和4年度】

(千円)

項目	勝山	天神島	計	備考
1. 施設維持管理に関する経費(小計)	24,085	7,029	31,113	
①需要費(小計)	16,683	4,380	21,064	
修繕費	3,728	578	4,306	概算払い
消耗品費	1,977	496	2,473	
光熱水費	10,586	3,284	13,871	
その他	392	22	414	ガソリン代 等
②役務費(小計)	726	255	981	
自動車管理者賠償責任保険	103	103	206	
施設所有者賠償責任保険	69	44	113	
動産総合保険	22	22	44	
その他	532	86	618	電話代、通信費、手数料 等
③物件費(小計)	6,676	2,394	9,069	
清掃	1,289	764	2,053	
警備	432	72	504	
管制機器保守点検	1,620	1,200	2,820	
消防用設備法定点検	997	190	1,187	
エレベーター保守点検	612		612	
自家用電気工作物点検	374		374	
非常用放送設備及びITV監視設備点検	120		120	
自動開閉扉保守点検	24		24	
給排機器保守点検	420		420	
場内放送(BGM)	120		120	
産業廃棄物収集・運搬	36		36	
その他	632	168	800	使用料、備品購入費、剪定 等
2. 人件費(小計)	20,505	9,331	29,836	
3. その他管理運営に関する経費(小計)	437	218	655	
4. 一般管理(小計)	1,229	410	1,638	
小計	46,256	16,988	63,243	
消費税	4,286	1,587	5,872	
合計	50,541	18,574	69,116	

施設運営に関する経費(勝山公園地下、天神島)

【令和3年度】

(千円)

項目	勝山	天神島	計	備考
1. 施設維持管理に関する経費(小計)	24,400	6,141	30,541	
①需要費(小計)	17,096	3,461	20,557	
修繕費	3,455	370	3,824	概算払い
消耗品費	1,964	83	2,047	
光熱水費	11,486	2,988	14,474	
その他	192	20	212	ガソリン代 等
②役務費(小計)	441	240	680	
自動車管理者賠償責任保険	103	103	206	
施設所有者賠償責任保険	69	44	113	
動産総合保険	22	22	44	
その他	247	71	317	電話代、通信費、手数料 等
③物件費(小計)	6,864	2,440	9,304	
清掃	1,279	760	2,038	
警備	432	72	504	
管制機器保守点検	1,620	1,200	2,820	
消防用設備法定点検	997	190	1,187	
エレベーター保守点検	612		612	
自家用電気工作物点検	374		374	
非常用放送設備及びITV監視設備点検	120		120	
自動開閉扉保守点検	24		24	
給排機器保守点検	420		420	
場内放送(BGM)	120		120	
産業廃棄物収集・運搬	112		112	
その他	755	219	974	使用料、備品購入費、剪定 等
2. 人件費(小計)	21,568	8,310	29,877	
3. その他管理運営に関する経費(小計)	398	199	596	
4. 一般管理(小計)	1,348	449	1,797	
小計	47,713	15,099	62,812	
消費税	4,715	1,498	6,213	
合計	52,428	16,596	69,025	

施設運営に関する経費(勝山公園地下、天神島)

【令和2年度】

(千円)

項目	勝山	天神島	計	備考
1. 施設維持管理に関する経費(小計)	20,328	7,676	28,004	
①需要費(小計)	13,422	4,960	18,381	
修繕費	2,189	1,670	3,859	概算払い
消耗品費	2,040	246	2,286	
光熱水費	9,151	3,009	12,160	
その他	42	35	77	ガソリン代 等
②役務費(小計)	299	308	607	
自動車管理者賠償責任保険	103	103	206	
施設所有者賠償責任保険	69	44	113	
動産総合保険	22	22	44	
その他	105	139	244	電話代、通信費、手数料 等
③物件費(小計)	6,608	2,408	9,016	
清掃	1,282	771	2,053	
警備	432	72	504	
管制機器保守点検	1,620	1,200	2,820	
消防用設備法定点検	997	190	1,187	
エレベーター保守点検	612		612	
自家用電気工作物点検	374		374	
非常用放送設備及びITV監視設備点検	120		120	
自動開閉扉保守点検	24		24	
給排機器保守点検	500		500	
場内放送(BGM)	120		120	
産業廃棄物収集・運搬	59		59	
その他	468	176	643	使用料、備品購入費、剪定 等
2. 人件費(小計)	19,197	8,966	28,163	
3. その他管理運営に関する経費(小計)	1,083	1,053	2,136	
4. 一般管理(小計)	2,700	900	3,600	
小計	43,309	18,594	61,903	
消費税	4,327	1,856	6,183	
合計	47,636	20,449	68,085	

施設運営に関する経費(勝山公園地下、天神島)

【平成31年度】

(千円)

項目	勝山	天神島	計	備考
1. 施設維持管理に関する経費(小計)	23,522	8,732	32,254	
①需要費(小計)	15,778	5,688	21,467	
修繕費	2,775	1,391	4,165	概算払い
消耗品費	1,038	780	1,817	
光熱水費	11,942	3,495	15,437	
その他	23	23	47	ガソリン代 等
②役務費(小計)	327	292	619	
自動車管理者賠償責任保険	103	103	206	
施設所有者賠償責任保険	69	44	113	
動産総合保険	22	22	44	
その他	133	123	256	電話代、通信費、手数料 等
③物件費(小計)	7,416	2,752	10,168	
清掃	1,332	978	2,310	
警備	432	72	504	
管制機器保守点検	1,620	1,200	2,820	
消防用設備法定点検	997	190	1,187	
エレベーター保守点検	612		612	
自家用電気工作物点検	346		346	
非常用放送設備及びITV監視設備点検	120		120	
自動開閉扉保守点検	24		24	
給排機器保守点検	500		500	
場内放送(BGM)	120		120	
産業廃棄物収集・運搬	24		24	
その他	1,289	312	1,601	使用料、備品購入費、剪定 等
2. 人件費(小計)	18,469	7,411	25,881	
3. その他管理運営に関する経費(小計)	2,333	1,322	3,655	
4. 一般管理(小計)	962	373	1,335	
小計	45,286	17,838	63,124	
消費税	4,167	1,621	5,788	
合計	49,452	19,459	68,912	

地方自治法（抜粋）

第十四条（略）

②（略）

- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（昭二二法一六九・全改、平三法三一・平一一法八七・一部改正）

第十五条（略）

- ② 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（昭二二法一六九・平六法四八・一部改正）

第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

- ② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、[第百九十九条第二項後段](#)の規定を準用する。

（昭二五法一四三・昭二七法三〇六・平三法二四・平一一法八七・平一六法一四〇・一部改正）

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- ② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(昭二七法三〇六・追加、平一一法八七・一部改正)

第四百九十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 八 証書及び公文書類を保管すること。
- 九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

(昭二七法三〇六・昭三八法九九・一部改正)

第九百九十九条 (略)

②～⑥ (略)

- ⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

- ⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

⑨～⑮ (略)

(使用料)

第二百五十二条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(昭三八法九九・全改、昭四九法七一・平一八法五三・一部改正)

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(昭三八法九九・全改、平一一法八七・一部改正)

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

(昭三八法九九・全改、平六法四八・平一一法八七・一部改正)

(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)

第二百二十九条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 5 第二項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に出訴することができない。

(昭三八法九九・全改、平二六法六九・平二九法二五・一部改正)

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3～12 (略)

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(昭三八法九九・全改)

(現金及び有価証券の保管)

第二百三十五条の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金(以下「歳入歳出外現金」という。)には、利子を付さない。

(昭三八法九九・全改)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

- 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。
 - 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
 - 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付ける場合
 - 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)
 - 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
 - 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。
 - 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
 - 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
 - 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
 - 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
 - 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成三年法律第九十号)の規定は、これを適用しない。

- 9 [第七項](#)の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

(昭三八法九九・全改、昭四九法七一・昭六一法七五・平三法九〇・平一八法五三・一部改正)

(私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は[次条第一項](#)の規定により委託する場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。

(昭三八法九九・全改、令五法一九・一部改正)

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体([次条第三項](#)に規定する指定管理者を含む。[次項](#)において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(昭三八法九九・追加、平一五法八一・一部改正)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び[第二百四十四条の四](#)において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 [前項](#)の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(昭三八法九九・追加、平三法二四・平六法四八・平一一法八七・平一五法八一・一部改正)

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(昭三八法九九・追加)

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

- 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(昭三八法九九・追加、平一一法一六〇・平一五法八一・平二六法六九・平二九法二五・一部改正)

(包括外部監査人の監査)

第二百五十二条の三十七 (略)

2～3 (略)

- 4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 (略)

(平九法六七・追加、平一一法八七・平一五法八一・平一六法一四〇・一部改正)

(第九十九条第七項の規定による監査の特例)

第二百五十二条の四十二 普通地方公共団体が第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第九十九条第七項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2～6 (略)

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（抜粋）

第4章 駐車場

（設置）

第28条 市は、別表第4の2のとおり駐車場を設置する。

（使用の許可等）

第28条の2 駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長(指定管理者に使用の許可を行わせる駐車場にあっては、指定管理者)の許可を受けなければならない。

2 第7条第2項及び第7条の2の規定は、前項の許可並びに当該許可の取消し並びに当該許可に係る使用の制限及び使用の停止について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「市長(指定管理者に使用の許可を行わせる駐車場にあっては、指定管理者)」と、第7条第2項中「有料施設」とあるのは「駐車場」と、第7条の2第1号中「前条第2項各号」とあるのは「第7条第2項各号」と読み替えるものとする。

（駐車料金）

第29条 駐車料金の額は、別表第5に掲げる額の範囲内とする。

（駐車料金の減免）

第29条の2 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

（委任）

第29条の3 この章に定めるもののほか、駐車場の入出車時間、駐車料金その他必要な事項については、市長が定め、これを告示するものとする。

（指定管理者）

第36条 市長は、都市公園(市が設置する公園施設を含む。)、駐車場、自転車駐車場及び自転車貸出し施設(以下「都市公園等」という。)の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該都市公園等の管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第36条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該都市公園等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 到津の森公園、到津の森遊具広場、到津の森ふれあい動物園、到津の森公園駐車施設及びひびき動物ワールドの指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第1項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い都市公園等の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

（指定管理者が行う業務）

第36条の3 指定管理者が行う都市公園等の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園等の維持管理に関すること。
- (2) 都市公園等の使用又は利用の許可に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第36条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い都市公園等の管理を行わなければならない。

（指定管理者の秘密保持義務）

第36条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった

者は、都市公園等の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該都市公園等の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第37条 この条例に規定するもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

第8章 罰則

(過料)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条の規定に違反して、許可を受けないで同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条又は第16条の規定に違反して各条各号に掲げる行為をした者

2 詐偽その他不正な手段により使用料、手数料又は駐車料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

別表第4の2(第28条関係)

名称	位置
北九州市宮天神島駐車場	北九州市小倉北区古船場町1番27号

別表第5(第29条関係)

種別	駐車料金の最高額	備考
普通 駐車	時間内駐車 1台につき30分又はその端数ごとに150円。ただし、市長が指定する駐車場ごとに定める日に連続して3時間から4時間30分までの範囲内で市長が定める時間を超えて駐車をしたときは、1,500円	1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 時間内駐車 入出車時間内の駐車をいう。 (2) 時間外駐車 入出車時間外の駐車をいう。 2 時間外駐車をした場合において、当該時間外駐車時間と連続する時間内駐車時間があるときの時間外駐車時間の前後それぞれ1時間までの分の時間内駐車料金は、徴収しない。
	時間外駐車 1台につき1回 1,500円	
回数券による駐車	時間内駐車料金の11分の10を乗じて得た額	3 駐車料金は、自動車を出車させる際徴収する。ただし、回数券及び定期券による駐車料金については、これらを発行する際徴収する。 4 前項本文の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、駐車料金の全部又は一部を後納とすることができる。
定期券による駐車	1箇月20,000円	

北九州市自動車駐車場条例

(名称及び位置)

第3条 駐車料金を徴収する自動車駐車場は、別表第1のとおりとする。

(駐車料金の額等)

第4条 前条の自動車駐車場の駐車料金の額は、別表第2に掲げる額以下の範囲内で規則で定める額とする。

2 時間内駐車をした場合において、市長が指定する駐車場ごとに定める日に連続して3時間から4時間30分までの範囲内で市長が定める時間を超えて駐車をしたときは、前項の規定による時間内駐車場の駐車料金の額にかかわらず、1,500円以下の範囲内で規則で定める額とする。

3 時間外駐車をした場合において、当該時間外駐車時間と連続する時間内駐車時間があるときは、時間外駐車時間の前後それぞれ1時間を含めて別表第2に定める時間外駐車料金とする。

4 市長は、必要があると認めるときは、自動車駐車場の利用について、第1項の規定による駐車料金の額に11分の10を乗じて得た額以下の範囲内で規則で定める額をもって、回数駐車券を発行することができる。

5 市長は、必要があると認めるときは、自動車駐車場の利用について、1箇月20,000円以下の範囲内で規則で定める額をもって、定期駐車券を発行することができる。

(駐車料金の徴収方法)

第5条 駐車料金は、自動車駐車場から自動車を出場させる際に徴収する。ただし、回数駐車券及び定期駐車券に係る駐車料金については、これらが発行する際に徴収する。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、駐車料金の全部又は一部を後納とすることができる。

(駐車料金の減免)

第6条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

(駐車料金の還付)

第7条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(入出場時間)

第8条 自動車を自動車駐車場に入場させ、又は自動車駐車場から出場させることができる時間は、規則で定める。

(自動車駐車場の利用に関する標識)

第8条の2 法第24条の3の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する注意事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自動車駐車場の利用に関し市長が必要と認める事項

2 前項の標識は、自動車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(指定管理者)

第9条 市長は、自動車駐車場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該自動車駐車場の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の

2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該自動車駐車場の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い自動車駐車場の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者が行う自動車駐車場の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 自動車駐車場の維持管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い自動車駐車場の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第13条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、自動車駐車場の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該自動車駐車場の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、自動車駐車場に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第3条関係)

名称	位置
北九州市営勝山公園地下駐車場	北九州市小倉北区城内1番
北九州市営室町駐車場	北九州市小倉北区室町三丁目2番
北九州市営黒崎駅西駐車場	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

別表第2(第4条関係)

名称	種別	料金
北九州市営勝山公園地下駐車場	時間内駐車	1台につき30分又はその端数ごとに 150円
	時間外駐車	1台につき1回 1,500円
北九州市営室町駐車場	時間内駐車	1台につき30分又はその端数ごとに 150円
	時間外駐車	1台につき1回 1,500円
北九州市営黒崎駅西駐車場	—	1台につき6時間ごとに、3時間以内の駐車は30分又はその端数ごとに100円、3時間を超えて6時間以内の駐車は600円

注 北九州市営勝山公園地下駐車場、北九州市営室町駐車場及び北九州市営黒崎駅西駐車場の料金には、消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。

北九州市個人情報保護条例（抜粋）

（安全確保の措置）

第10条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が公の施設の管理を行う場合には、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び指定管理者が公の施設の管理を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第11条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第3項に規定する受託業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

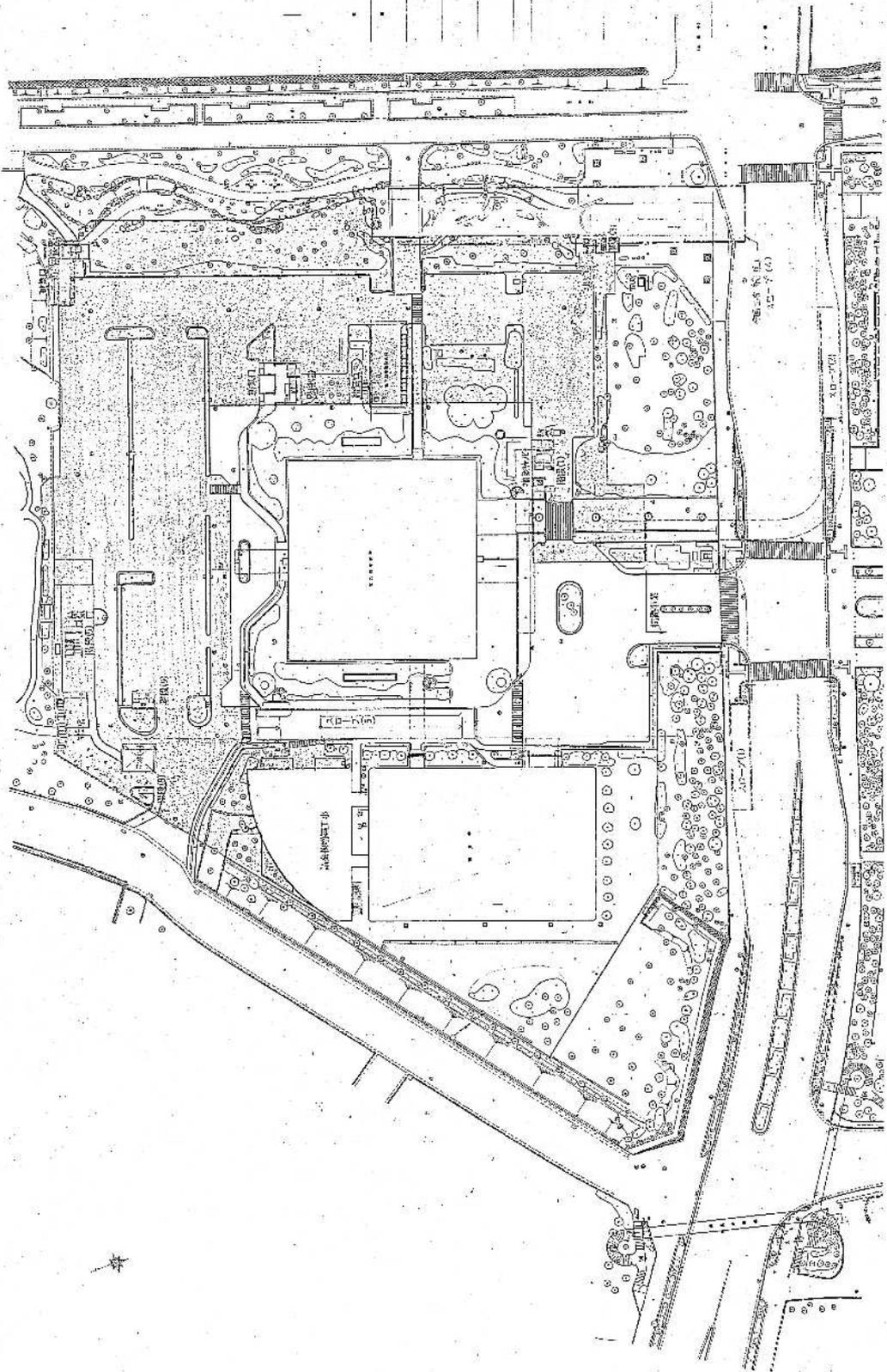
第67条 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報(指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、文書、図画及び電磁的記録に記録され、当該業務に従事している者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。以下同じ。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第69条 第67条に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

市営勝山公園地下駐車場、天神島駐車場 位置図



市営勝山公園地下駐車場

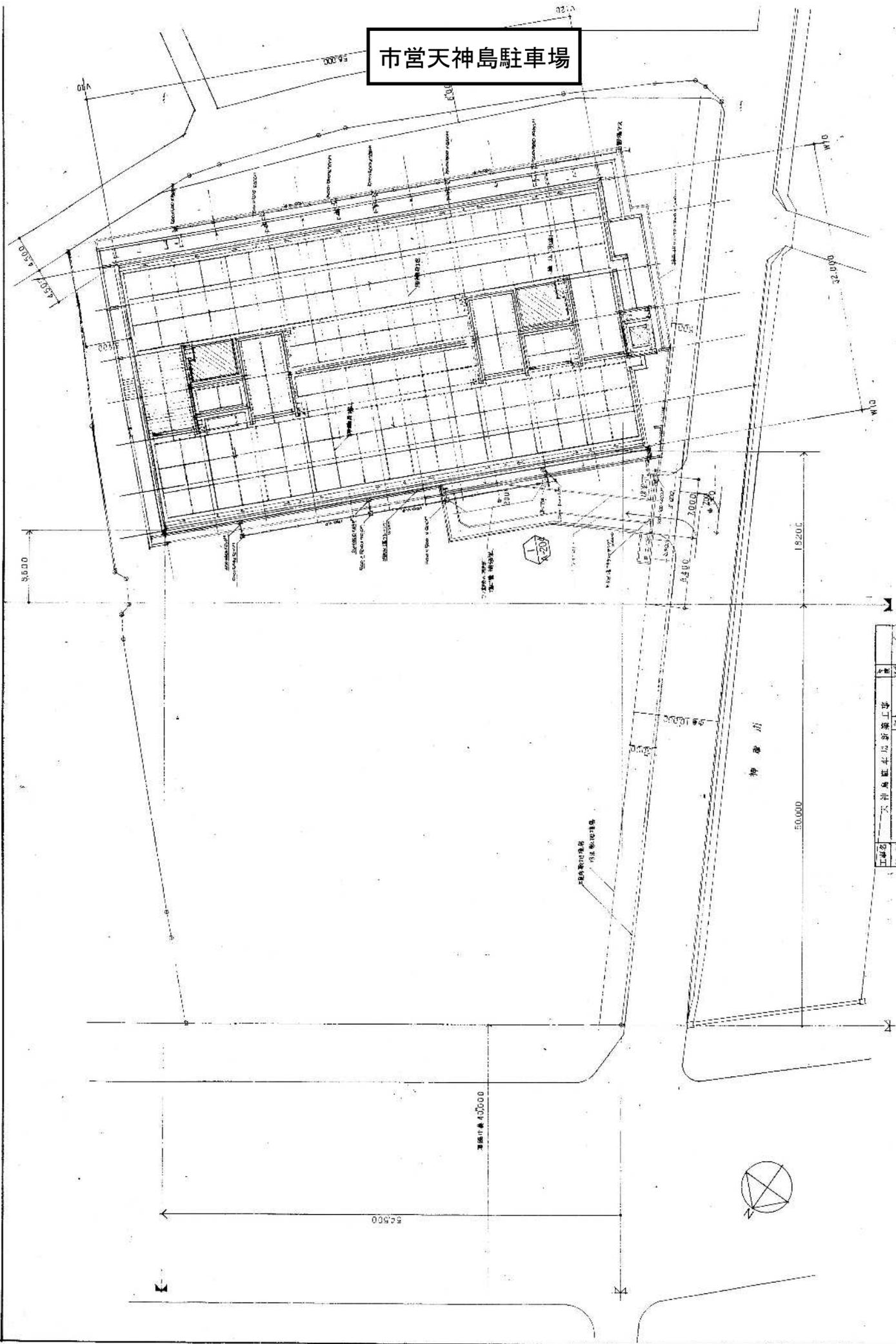


設計者 株式会社 久米建築事務所
 2017-2018年度
 建築士 植業正道

工務名	市営勝山公園地下駐車場の設計	図	1
種別	配置図	尺	1:1000
図号	01	縮尺	1/1000
設計者	株式会社 久米建築事務所	設計者	植業正道

株式会社 久米建築事務所
 KUMI ARCHITECTS & ENGINEERS
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112
 代表取締役 久米 正樹
 建築士 植業正道

市営天神島駐車場



工務局	北九州市建設局	北九州市建設局	北九州市建設局
設計	設計	設計	設計
監理	監理	監理	監理
調査	調査	調査	調査
測量	測量	測量	測量
建築	建築	建築	建築
電気	電気	電気	電気
機械	機械	機械	機械
衛生	衛生	衛生	衛生
消防	消防	消防	消防
その他	その他	その他	その他

福岡田新一設計事務所
福岡県福岡市東区
〒815-0001
福岡市東区天神1-1-1
TEL: 092-731-1111
FAX: 092-731-1112

北九州市天神島駐車場新築工事
配設図

05-7622
A-04

